

# ○不破消防組合職員の定年等に関する条例

昭和60年1月12日条例第1号

## 改正

平成13年4月1日条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

**第2条** 職員の定年による退職及び定年については、垂井町職員の定年等の例による。

### 附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

